

作成日：2019年5月10日  
(最終更新日：2022年12月1日)

## 「情報公開文書」

受付番号： 受付-30018

**課題名：**顎関節滑膜性軟骨腫症における画像所見と病理組織学的所見、顎関節鏡視下所見との関係性について（後ろ向き調査）

### 1. 研究の対象

2000年4月～2018年3月に東北大学顎顔面・口腔外科学分野および東京医科歯科大学顎顔面外科学分野および東京医科歯科大学顎顔面外科学分野において、顎関節滑膜性軟骨腫症の診断で治療を受けられた方

### 2. 研究期間

2019年3月（倫理委員会承認後）～2025年3月

### 3. 研究目的

滑膜軟骨腫症は滑膜の表層下組織や間質結合組織内が化生変化して多数の軟骨性結節を生じ、それが滑膜より遊離することで関節腔内に多数の遊離体を生じる疾患であり、膝関節に多くみられ顎関節での発症は比較的稀とされています。顎関節症の臨床症状と類似する点が多く、鑑別診断を行う上ではMRI等による画像診断が特に重要です。滑膜軟骨腫症の外科的治療法は顎関節鏡支援下手術、顎関節開放下での摘出や滑膜切除術、病態に応じて関節円板切除、下顎頭切除が行われますが、治療法に関する明確な判断基準はありません。その背景には一般的に顎関節部における滑膜性軟骨腫症の症例数が少ないこと、さらにそれらの画像所見、病理組織学的所見および顎関節鏡視下所見の関係性について不明な点が多いことにあると考えています。そこで今回、顎関節滑膜性軟骨腫症の画像所見、病理組織学的所見および顎関節鏡視下所見との関係性を調査することを目的とします。

### 4. 研究方法

対象は2000年4月から2018年3月までに東北大学顎顔面・口腔外科学分野および東京医科歯科大学顎顔面外科学分野において、顎関節部の滑膜性軟骨腫症の診断を得た40症例(男性:20例、女性:20例)とします。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

MRI 画像、顎関節鏡視下所見、外来診療録や入院診療録、さらにはレントゲン画像(CT 含む)等。

## 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

## 7. 研究組織

該当なし

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学歯学研究科 顎顔面・口腔外科学分野 野上晋之介

TEL：022-717-8350, FAX：022-717-8359 仙台市青葉区星陵町 4-1

研究責任者：東北大学歯学研究科 顎顔面・口腔外科学分野 助教 野上晋之介

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合